1．供託者の商号　ＱＥＤインベストメント・パートナーズ株式会社
2．住所　東京都世田谷区駒沢１―17―16―1101
3．代表者の氏名　代表清算人　山岡　誠司
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第681号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年11月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成27年５月25日
関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　バブソン・キャピタル・マネジメント株式会社（旧商号バブソン・キャピタル株式会社）
2．住所　東京都港区愛宕２－５－１　愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー８階
3．代表者の氏名　代表取締役　植田　芳昭
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第961号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年11月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成27年５月25日
関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　ＳＢＩキャピタル株式会社
2．住所　東京都港区六本木１－６－１　泉ガーデンタワー18階
3．代表者の氏名　代表取締役執行役員ＣＥＯ　中川　　隆
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1942号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年11月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成27年５月25日
関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社ＡＤキャピタル
2．住所　東京都千代田区内幸町１－３－３　内幸町ダイビル６階
3．代表者の氏名　代表取締役　豊島　俊弘
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2511号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年11月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成27年５月25日
関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社ホットスコープ
2．住所　東京都千代田区四番町６　東急番町ビル７階
3．代表者の氏名　代表取締役社長　内山　幸樹
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2566号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年11月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成27年５月25日
関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社ライフスタイルインベストメント
2．住所　東京都千代田区外神田２－１－４　松住町別館409号室
3．代表者の氏名　代表取締役　佐藤　久昭
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2661号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年11月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成27年５月25日
関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　プレビデンティア・ストラテジー株式会社
2．住所　東京都渋谷区上原３―35―１　アパートメンツ代々木上原110号
3．代表者の氏名　代表取締役　山本　雅文
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2733号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年11月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成27年５月25日
関東財務局長　細田　　隆

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年５月25日
東北地方整備局長　縄田　　正
1　処分をした年月日　平成27年５月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　文化設備工業株式会社　川津　博彰　福島県福島市野田町５－５－６　国土交通大臣許可（般・特―26）第2873号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
(1)　停止を命ずる営業の範囲
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における管工事業に関する営業。
（注）「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。
(2)　期間
平成27年５月26日から平成27年６月１日までの７日間
4　処分の原因となった事実　文化設備工業株式会社は、福島県内及び茨城県内における公共及び民間の管工事で、建設業法第３条第１項の許可を受けないで建設業を営む者と同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。
このことが、同法第28条第１項第６号に該当すると認められる。